

見守り 新鮮情報

ネット通販 あらかじめ入っている チェックに注意

事例2 先月ネットでDVDをクレジットカードで購入した。
今月になって、覚えのないサブスクリプションサービスの引き落とし確認メールが来た。月額約300円で中古本を無料で購入できるというサービスだった。DVDを購入した事業者の申込画面を調べてみると、サブスクリプションに入会する選択肢に最初からチェックが入っており、チェックを外さないまま注文すると入会となることが分かった。

(60歳代)



さ、最初から
チェックが!!



©Kurosaki Gen

ひとこと助言

最終確認画面を
よく確認



見守るくん

- ネット通販で、消費者が気付きにくいあたりで、追加料金がかかる選択肢に最初からチェックが入っているなどの表示設定をしているサイトがあります。このような手法があることを知り、必ず注文確定前に確認しましょう。
- ネット通販を利用する際は最終確認画面などで、必ず商品・サービス内容、支払総額、取引条件など自分が申し込む内容をよく確認しましょう。
- 特定商取引法では、最終確認画面で販売価格や提供期間などの重要な事項を簡単に確認できる表示を義務付けています。誤認させるような表示の場合、申し込みを取り消せる可能性があります。契約画面はスクリーンショットで保存しておきましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第509号(2025年4月24日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン
188(いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)



見守り 新鮮情報

警察を名乗る 電話に注意!

警察を名乗る電話があり「あなたの銀行口座が資金洗浄に使われている。すでに逮捕した**犯人**が**あなたと共謀**していると言っている。**LINEのビデオ通話**なら出頭せずに済む」などと言われて、ビデオ通話に誘導され、**警察手帳**を見せられた。その後相手の指示に従い、住所や銀行口座等を伝え運転免許証を提示した。長時間通話が続き、**金銭**を振り込むよう言われたところで、不審に思い電話を切った。**個人情報**の**悪用**が心配だ。



©Kurosaki Gen

ひとこと助言

いったん電話を
切ろう



見守るくん

- 警察を名乗る電話に関する相談が寄せられています。警察署で使われることの多い下4桁が「0110」の電話番号を表示したり、LINEのビデオ通話に誘導し警察手帳を見せたりして消費者を信用させ、個人情報を聞き出したり、捜査の一環として金銭を振り込ませたりする手口です。
- 警察がLINEのメッセージやビデオ通話等で連絡を取ることはありません。
- 警察からと思われる番号でも、所属や担当者名等を聞いたうえでいったん電話を切り、警察署の連絡先を自分で調べたうえで相談しましょう。
- 簡単に信用せず、絶対に相手に個人情報を伝えないでください。
- 心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**や警察にご相談ください(消費者ホットライン188、警察相談専用電話「#9110」番)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第510号 (2025年5月15日) 発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00 (年末年始・祝日休み)



見守り
新鮮情報

高齢者サポート サービスの契約 トラブルに注意



©Kurosaki Gen

折込チラシを見て、**高齢者の生活支援**などしてくれる事業者と**契約**をした。サービス内容は身元保証、生活支援、葬送支援で、代金は約190万円だった。勧誘時に「**190万円以外にお金はいらない**」と言われていたので、ここからサービス代金が支払われるという認識だった。ところが、**サービスを利用**するとその**都度**代金を**請求**される。解約したいと言うと、半分しか返せないと言われた。

(80歳代)

ひとこと助言

支払いの詳細などを
よく確認!



見守るくん

- 家族や親族に代わって高齢者の身元保証、日常生活の支援、死後事務などを行う「高齢者等終身サポートサービス」は、事業者によって提供されるサービスの内容や料金体系などが様々です。契約をする前に、サービス内容や支払総額、解約条件等をよく確認しましょう。
- 契約内容等がよく理解できなければその場で判断せず、周囲の人に相談するなどして、十分に検討しましょう。国の「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」のチェックリストなども参考にするとよいでしょう。
- 自治体が高齢者を支援するサービスを実施している場合もあるため、まずはお住まいの地域のサービスについて調べてみましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第511号(2025年5月29日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

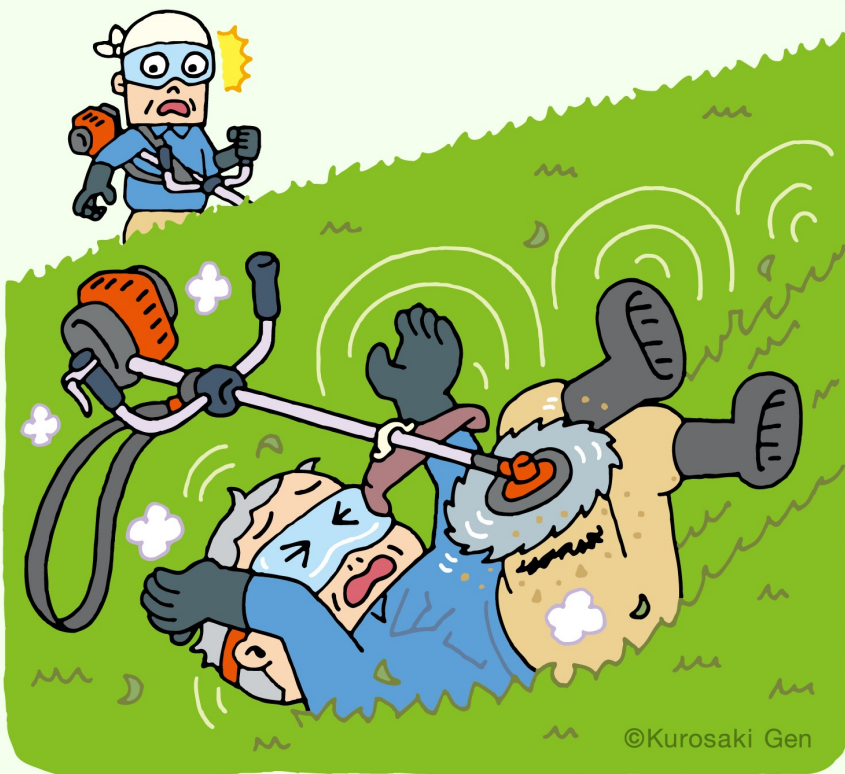
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)



見守り 新鮮情報

事例1

自宅の裏山で刈払機を使用していた。斜面で**バランスを崩し**誤って**刈払機**が右大腿部(右の太もも)に**当たった**。右大腿部に長さ30センチの切創。(70歳代)



©Kurosaki Gen

事例2

刈払機に挟まった草を**エンジンは切らず**に取ろうとしたところ、**刃が動いて**左指趾(左手足の指)を**切って**しまった。(60歳代)

思わぬ大事故も! 刈払作業は 細心の注意を払って

ひとこと助言

作業には
細心の注意を



見守るくん

- 事故を防ぐために、長袖、長ズボンの作業衣、保護メガネ、防振手袋等、刈払作業に必要な服装を整えてから作業を行いましょう。
- 作業を中断する際は必ず刈払機のエンジンや電源を切りましょう。
- 刈払作業中の作業者には近づかないようにしましょう。また、作業者は人が15メートル以内に近づいた際には作業を中断しましょう。
- キックバック(刈刃が障害物に接触し跳ね返ること)を避けるために、「往復刈り」や「大振り」はしないようにしましょう。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第512号(2025年6月5日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン
188(いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)



見守り 新鮮情報

事例1 ネット広告で見たサブリを注文した。**1回だけのお試し**のつもりだったのに、2回目が届いたので**送り返した**。すると、**請求書**だけが送られてきた。支払う気はないので放置していたら**法律事務所**から**通知**が来た。どうしたらよいか。

(70歳代)

事例2 SNSの広告を見てお試し商品の美容液を買った。

その後同じ商品が届いたが、**注文した覚えがない**のでその旨と**解約希望**の書面を同封して**返品**した。その後も**請求書**などは届いていたが無視していたところ、先日、**法律事務所**からこの請求について**最終通告**のような封書が届いた。商品が手元にないのに請求されるとは納得がいかない。

(70歳代)



定期購入「返品」だけでは 解約になりません

ひとこと助言

返品や
受け取り拒否だけでは
解約にならないよ



見守るくん

- 低価格やお試し等を強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文したら実は定期購入だったというケースがあります。
- 自分は1回分しか注文していないからと、商品を返送したり受け取り拒否したりしても、それだけでは解約にはならないので注意しましょう。
- ネットで購入する際は、最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法・条件、支払総額などをしっかりと確認しましょう。また、これらの記載はスクリーンショットで必ず保存しましょう。
- 誤認するような表示があった場合などには、申し込みを取り消せる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第513号 (2025年6月12日) 発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00 (年末年始・祝日休み)



見守り 新鮮情報

事例1

約3年前に
ネット通販で
購入した、
リチウムイオン
電池を使用

した**自転車用ライト**が、走行
中に突然**爆発**し、腹部に
やけどを負った。(70歳代)

事例2

スマホ用の**モバイルバッテリー**
がすごく**膨らんで**きていて
怖い。廃棄したいが危険性も
あるかもしれない。**どこに廃棄**
すべきか。(60歳代)



©Kurosaki Gen

リチウムイオン電池の 膨張、発煙・発火に注意

ひとこと助言

注意しつつ
使用しよう



見守るくん

- リチウムイオン電池は小型大容量、繰り返しの使用が可能などの利点から、モバイルバッテリーやワイヤレスイヤホン・スピーカーなど、身の回りの様々な商品に搭載されています。しかし便利な一方で電池の発煙・発火事故も発生しています。
- 製造・販売元や型式が明示されていない商品や、仕様が不明確な商品を購入するのは避けましょう。充電器やモバイルバッテリーは、PSEマークの表示を確認しましょう。
- 充電の際は適切な充電器を使用し、もし充電端子が過熱したり異臭がした際は直ちに使用を中止しましょう。
- 落下などで電池に衝撃が加わると、発煙・発火を伴う事故につながる可能性も考えられます。持ち運びや保管の際は取り扱いに注意し、電池に膨張がみられたら使用を控えましょう。
- 廃棄する際は、必ず自治体の分別ルールに従いましょう。取り外し可能なバッテリー等は販売店でリサイクル回収をしてくれる場合もあります。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第514号（2025年6月19日）発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188（いやや）

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00（年末年始・祝日休み）





ボタン電池の誤飲事故に注意!



©Kurosaki Gen

事例

上の子が与えたおもちゃを本児が口腔内に入れ遊んでいたところ、ふたが外れて内部のボタン電池(LR44)を誤飲した。保護者がすぐにふたが取れていることに気づき、ボタン電池が2つ散乱して残る1個が見当たらなかったため、医療機関を受診。誤飲してから約2時間後のX線検査で胃内にボタン電池1個を確認した。商品の電池ボックスはツメのふたで、ネジなし。容易に電池が排出される構造で、ふたをかんだ際にふたが外れて脱落した電池を誤飲したものと思われる。(当事者:11カ月)

ひとことアドバイス

- コイン形リチウム電池やボタン形アルカリ電池などのボタン電池を誤飲すると、電池の放電により作り出されるアルカリによって、食道や胃などの消化管を損傷する危険性があり、過去には死亡事故も発生しています。
- ボタン電池やボタン電池を使用した機器を子どもの手の届くところや落下しやすいところに置かないでください。また、ボタン電池を使用している機器は、電池収納部のふたが外れないかなどを確認し、子どもが訪問する先でも同様に注意を払いましょう。
- 玩具は、ボタン電池の収納部が容易に開かないなどの玩具安全基準を満たしたSTマークが付いた商品を選びましょう。
- ボタン電池の誤飲が疑われる場合は直ちに医療機関を受診しましょう。受診の際は、使用していた機器など誤飲した電池が分かるものを持参し、電池の形式(種類・サイズ)や電池の使用状況などを医師に伝えましょう。

さばーとくん



発行：独立行政法人国民生活センター

本文イラスト：黒崎 玄

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)





強い日差しに注意! 思わぬ場所でやけど

事例1

自宅のベランダから泣き声が聞こえ、母親がかけつけると子どもが左足を痛がっていた。避難はしごが入っている金属の板が熱かったため裸足で立ってやけどをした。(当事者:1歳)

事例2

外出した際、道に敷いてあった鉄板につまずいて転んだ。鉄板は道路の段差をなくすために敷いてあった。子どもはハーフパンツで、転んだ時に、右足のひざ下の裏側が鉄板について座ったような格好で5秒ほどそのままの姿勢だった。鉄板の凹凸のような網目模様の水ぶくれができており、やけどをしていた。(当事者:6歳)

事例3

ベランダに母親と出た。母親は靴を履いていたが子どもは裸足であった。急に子どもが泣き出し、右足の裏に水ぶくれがあったので受診すると、やけどをしていた。ベランダはコンクリートで日当たりが良く、かなり熱くなっていた。(当事者:1歳)



©Kurosaki Gen

ひとことアドバイス

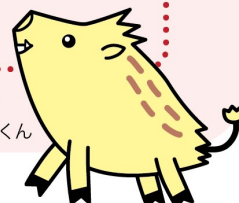
⚠ 強い日差しで熱せられた公園遊具や屋外にある金属製品の表面部分、コンクリートやアスファルトなど思いがけない場所にやけどの危険が潜んでいます。暑い時期は特に気をつけましょう。

⚠ 子どもは、大人に比べ皮膚が薄いことや体が小さく体表面積が少ないことなどから、やけどをすると重症になる傾向があります。子どもが活動する

ところに高温になるものがないか確認し、肌の露出が多い服や裸足は避けましょう。

⚠ 子どもの成長に伴う行動の変化に応じて、子どもの身の回りにやけどなどの危険がないかチェックしリスクを低減していきましょう。子どもが自分で事故を回避できるよう、製品や遊具等の正しい使い方や危険な場所など、身の回りの危険について教えておくことも大切です。

さぼーとくん



発行：独立行政法人国民生活センター

本文イラスト：黒崎 玄

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188（いやや）

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00（年末年始・祝日休み）





安価なプランの 広告を見て出向いたら 高額な美容医療契約に!



©Kurosaki Gen

事例

SNSで安価な医療脱毛の広告が流れたのを見て、無料カウンセリングに行ったが、強引な勧誘が始まり、高額な医療脱毛の契約を断ることができなかった。42回払いのクレジット契約で、総額約45万円となってしまった。クーリング・オフしたい。

(当事者: 学生)

ひとことアドバイス

⚠ 安価なプランの広告などを見て、無料カウンセリングを受けようと美容医療クリニックに行き、その場で高額な契約をさせられるケースがあるため注意しましょう。

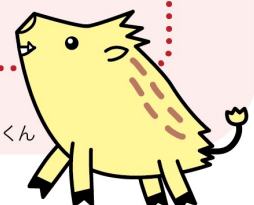
⚠ 美容目的の施術は、多くの場合、緊急性はありません。「今日契約すれば安くする」などと提案されても、その場での契約や施術はせず、いったん帰宅して

冷静に検討しましょう。

⚠ 自分でもリスクや副作用の情報を収集し、医師から説明を受け納得したうえで判断しましょう。

⚠ クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

さぼーとくん



発行：独立行政法人国民生活センター

本文イラスト：黒崎 玄

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)

